

## 4. 入 居 資 格

入居できる方は次のいずれの条件も備えた方に限ります（条例第4条）。

- (1) 津市内に住所または勤務場所を有し、市税及び国民健康保険料を完納している方
  - ※ 未納や分納誓約をしている方は申し込めません。
  - ※ 市税とは、市民税、軽自動車税及び固定資産税等です。
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族等（婚姻予定者がいる者を含む。）がある方  
ただし、この親族が社会通念上不自然な世帯分離または家族構成による場合は申し込み  
できません。
  - ※ 離婚が成立していない方は、原則申し込めません。
  - ※ 単身の方は、6ページの「単身者の入居申し込みについて」を確認してください。
- (3) 申込者及び同居人が暴力団員（※注）でないこと。  
暴力団員に該当するか否かを警察署に照会します。  
（※注）暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第  
77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) 入居予定者全員の収入月額が、一般世帯（原則階層）は 158,000円以下 であること。  
高齢者、障害者等の世帯で、下記のいずれかに該当する世帯（裁量階層）は 214,000円  
以下 であること。
  - ※ この収入月額は手取りの額ではなく、一定の算出方法で出しますので12ページ以  
降をよく読んで実際に計算してみてください。
  - ① 入居者が満60歳以上の者でかつ同居者のいずれもが満60歳以上の者もしくは18歳  
未満である（満60歳以上の単身者も該当します。）。
  - ② 入居者または同居者が身体障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害  
の程度が1級から4級である。
  - ③ 入居者または同居者が戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の  
程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または第1号表ノ3の第  
1款症である。
  - ④ 入居者または同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項によ  
り厚生労働大臣の認定を受けている。

- ⑤ 入居者または同居者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級または2級である。
  - ⑥ 入居者または同居者が療育手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が重度または中度である。
  - ⑦ 入居者または同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。
  - ⑧ 入居者または同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である。
  - ⑨ 同居者に小学校就学前の子どもがいる。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな方で次のいずれかに該当すること。
- ① 非住家屋に居住し、保安上危険または衛生上有害な状態である。
  - ② 住宅がないため親族と同居できない。
  - ③ 住宅がないため他の世帯と同居している。
  - ④ 住宅の規模・設備または間取りと世帯構成の関係から衛生上等不適當な居住状況である（居住部分が1人当たり4.0畳以下）。
  - ⑤ 正当な理由による立退要求を受けているが立退先がない（契約期限切れおよび自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く。）。
  - ⑥ 結婚したいが住宅がない（入居予定日から3か月以内に婚姻する方に限る。）。
  - ⑦ 遠距離から通勤している（公共交通機関での乗車時間の合計が片道1時間以上）。  
※電車等の待ち時間は含まない。
  - ⑧ 高額家賃を払っている（収入月額に対する家賃の割合が35%以上）。
- (6) 以前に大津市営住宅に入居していた方は、家賃及び駐車場使用料を完納していること。
- (7) ご自分の家屋(共有物件を含む。)を所有されている方は原則として申し込みできません。  
ただし、所有する家屋を手放すことになった方で、理由の如何によっては申し込みができますが、入居決定までに所有権移転登記や滅失登記等により、所有する家屋がなくなっていることを証明できる書類が必要となります。